

別紙 12 公共施設予約システムについて

1. 公共施設予約システム

- ① 事業者は市の公共施設予約システムを活用し、多目的ホール、会議室、スタジオの専用利用の予約を受け付けること。
- ② 公共施設予約システムの設置に係る配線工事及び費用の区分については次のとおりとする。

工事区分	実施者	費用負担
本施設等までの配線	市が行う。	市
本施設等内の配線 (LAN ケーブル・電源)	事業者が行う。	事業者

- ③ 公共施設予約システムに必要な次の機器類については、市が事業者は無償で貸与することとする。
- ・公共施設予約システム用ロビー端末
 - ・パソコン（公共施設予約システム用・市との連絡調整用兼用）
 - ・プリンター（許可書発行用）
- ④ 公共施設予約システムの稼働に係る費用（通信費、電気代、消耗品等）については事業者の負担とする。
- ⑤ 事業者は、利用者の利便性が図れる位置に端末を設置できるように考慮し、また、最短で端末と接続できるように LAN ケーブル、電源を設置すること。
- ⑥ 予約の受付方法等の運用方法については、事業者の提案をもとに市と事業者で協議する。
- ⑦ 事業者は、選定後、設計期間においてシステムの設置及び運用の方法について、市と協議すること。
- ⑧ 公共施設予約システムを活用する際は、利用者は利用者登録が必要である。（別途、川越市 HP で登録の手続きを確認し、利用者に登録を求めること。）

2. 利用の申し込み手続き

- ① 市民の予約の申し込み手続き方法は、市民の利便性を考慮したうえで、事業者が提案し市と協議すること。

(例：川越運動公園)

- | | |
|----------|--|
| 1 抽選受付期間 | 利用日の2か月前の1日から10日まで |
| 2 抽選日 | 利用日の2か月前の11日 |
| 3 当選確認期間 | 利用日の2か月前の12日から20日まで
※当選確認期間中に確認の手続きを行わないと、取り消しとなる |
| 4 空き予約 | 利用日の2か月前の21日から先着順 |

3. 事業者専用利用の扱いについて

- ① 事業者が実施する各種教室等の扱いについては、日程調整等が必要であるため、抽選受付期間前に●に規定した時間について、先取りすることができるものとする。

4. 市事業による専用利用の扱いについて

- ① 市が本施設を活用する際は、基本は有料であるが、年間10日間の範囲においては無料で事業を実施することができるものとする。
なお、市は事業者が実施する各種教室等の日程調整を確定させる前に市と事業者で利用調整会議を実施し、利用日を指定する。

＜予約方法のフローチャート＞

対象施設：多目的ホール（体育室）、会議室、スタジオの専用利用

